

黒タイ村落における姓の継承と個人呼称

著者	樫永 真佐夫
雑誌名	国立民族学博物館調査報告
巻	63
ページ	109-127
発行年	2006-12-27
URL	http://doi.org/10.15021/00001560

黒タイ村落における姓の継承と個人呼称

樫永真佐夫
国立民族学博物館

はじめに

1 黒タイの姓の由来

2 黒タイ年代記、家霊簿における首長祖先の個人呼称

2.1 黒タイ語文書資料中の姓、称号の賜与

2.2 タオ、ロ、カム姓の由来

2.3 アン・ニャーの系譜を記した文書における個人呼称の記述法

3 現在の村落生活における姓の使用

4 同姓集合と祖先祭祀

5 タイにおける黒タイの姓の使用との比較
まとめ

はじめに

黒タイはベトナムの紅河以西、ダー河、マー河沿いの盆地で灌漑水稲耕作を営む広義のタイ系言語集団のひとつである。ベトナムにおける公式の民族分類では、白タイ (*Tây Đón, Tây Khao, Thái Trắng*) とともに、ターイ (*Thái*) という民族の地方グループとされている。黒タイのみを対象にした人口統計はないが、ベトナムにおけるターイ全体での人口数は133万人(1999年国勢調査)におよび、黒タイはラオス、タイなどにも数万人以上居住している。

綾部(1956:110)は、広義のタイ系言語集団の一般的文化的特徴として、広義のタイ語を話すこと、上座部仏教の受容、姓をもたないこと、灌漑水稲耕作を基調とする生業経済、封建土侯的な政治形態をもつことをあげている。しかし、黒タイは、白タイと同様、非仏教徒である。しかも父系的に継承される姓を持つ。この点で黒タイや白タイは文化的にやや特異なタイ系言語集団である。

本稿では、とくに黒タイの姓に焦点を当てる。現在のベトナムの戸籍・家族制度は、国民各人が公称の姓名をもつことを定めている。しかし黒タイや白タイの姓は、国家の法規に従って20世紀以降に創造されたのではない。それ以前から姓を継承してきた。この黒タイの姓に関しては、仏領期以来の研究の蓄積がある。マスペロ(Maspéro 1911, 1929)をはじめとする植民地期のフランス人研究者は、黒タイや白タイの姓を同じくする人々をしばしば「家族、一族(*famille*)」と呼んできた。フリードマン(M. Freedman)によってアフリカの単系出自理論が中国の親族研究に応用された1950年代以降になると、アメリカ人研究者たちがこれを父系クランやリニージと呼び代えるようになる。それがさらに、ベトナムにおける黒タイをはじめとするターイの親族研究にも継承され

て、現在でも黒タイは「宗族 (tôn tộc)」や父系クランを形成する父系社会であるという位置づけがベトナム人研究者の間で定着している (cf. Lã và Đặng 1968 ; Cẩm 1987 ; Cẩm và Kashinaga 2003)。しかし、本稿ではむしろラフォン (Lafont 1955) の「同姓親族 (famille patronymique)」に近い「同姓集合」とこれを呼ぶ。なぜなら、この黒タイの同姓集合は南中国を中心に発達してきた宗族組織の同姓結合と異なり、政治・経済・儀礼などにおける機能団体としての性格を欠いているからである。

管見の限り、黒タイの親族に関する詳しい報告は20世紀初頭に遡る。軍人リュネ・ドゥ・ラジョンキエール (Lunet de Lajonquière 1906) が、伝統的な社会階層の区分と姓との結びつきを早い時期に紹介した。たとえば、アン・ニャー (*án nhā*) とよばれる、黒タイや白タイの各ムオンの首領をつとめるのはロ・カム姓 (*Lô Cẩm, Lò Cà*m) 系統のカム姓 (*Căm, Cà*m)、ロ姓 (*Lô, Lò*)、デオ姓 (*Đeo, Diêu, Đèo*) の同姓集合の者であり、またムオンの守護霊祭祀を執行する司祭をつとめるのは、ルオン姓 (*Luông, Luông*) の者である。このような伝統的な社会階層の区分と姓との結びつき、および各役職者の地位と役割については繰り返し報告された (cf. Bourlet 1907 ; Diguët 1908 ; Guingard 1912 ; Silvestre 1918 ; Abadie 1924 ; Maspéro 1929)。その報告者たちの多くが行政官や軍人であったことから推されるように、親族・社会組織研究は文化的関心だけでなく政治的関心にも由来していた。19世紀末以来フランスは、白タイや黒タイの伝統的首領を植民地官僚に任命し、かれらに徴税・統治の権限を与えることで、現地の統治組織をそのまま植民地統治機構の末端に取りこみ安定した統治を行おうとしていたからである。したがって仏領期の論文や報告の多くは、黒タイや白タイの同姓集合に言及しながらも、伝統的な政治社会組織の側に焦点を当てていた。

これらのなかで、黒タイの姓ごとに異なる食物禁制について分析したマスペロの研究は、同姓集合そのものに焦点を当てている点でむしろ例外的である。マスペロは、それぞれの姓と同姓集合ごとに食することを禁止されている動植物名の間、音韻上の類似があることを指摘した。その研究にラフォン (2000) が補足修正を加え、黒タイの同姓集合と伝統的な社会組織との関わりのみならず、婚姻、宗教慣行、世界観など、社会生活の諸側面との関わりを考察した。しかし、インドシナからフランスは完全撤退した1954年以降、フランス人によるインドシナ研究は急速に下火になり、個別の事例に則した黒タイの姓や同姓集合に関する研究は減った。

黒タイや白タイの同姓集合に関する研究は以上のように整理できる。黒タイの個人に対する呼称に関する研究については、黒タイの親族呼称の分析から、出自は父系的であるいっぽう親族呼称のシステムはタイ国をはじめとする他のタイ系言語集団と同様に共系的であることを強調したフィッピンガー (Fippinger 1971) の研究以外に目立たない。しかし、フィッピンガーのインフォーマントは、難民として故地を離れ当時の南ベトナムに移住していた黒タイ高齢者であり、その記述もフォーマルインタビューのみに基づ

く親族呼称の整理にすぎない。したがってテクノミニーを含む現実の場面での呼称法には注意が向けられなかった。もっとも、人類学全体を見渡しても、親族呼称の研究の蓄積の豊富さに比べ実際の呼称の場面をめぐる記述や研究は意外に少ないようである(嶋島 2003: 536)。

これに対して本稿では、黒タイの姓が現在の村落生活の中でどのように継承されているかを考察する。その場合、同姓集合ごとの祖先祭祀のみならず村落における個人呼称をも視野に入れる。姓の父系的継承の点は、同じターイとして分類される白タイも共通しているが、本稿での分析は黒タイ村落における長期的な現地調査に基づいているため、黒タイに限定して論じる。本稿の構成は以下の通りである。まず黒タイの姓の由来に関する歴史研究の成果と黒タイ語の系譜資料における個人呼称のあり方を紹介する。次に、ベトナム、ディエンビエン省 (Điện Biên) トゥアンザオ県 X 社 A 村における例を中心に、姓を念頭においた日常生活での個人呼称、および各種共同体儀礼と同姓集合の結びつきを考察する。最後に、タイ中部ペチャブリの黒タイ (タイでの呼称はラオ・ソーン・ダム) における姓の継承と個人に対する呼称の例との比較を行う。

なお本稿における黒タイ語表記は、一九八一年にソンラー (Son La) 省、ライチャウ (Lai Châu) 省、ホアンリエンソン (Hoàng Liên Sơn) 省の各人民委員会文化局の合意で確立されたローマ字表記黒タイ語を用いる (Hoàng, Tông (biên soạn) 1990: 14)、その場合、ベトナム語と区別するためにイタリック表記する。

1 黒タイの姓の由来

姓のことを、黒タイ語、白タイ語を含むターイ語でシン (*xinh*) という。このシンという単語自体、漢語の「姓」のターイ訛音であろう。

黒タイの姓の数は限られていて、カム・チョンによると、12姓である。カム・チョンは、その12姓を、ロ、ルオン、クワン (*Quăng*)、トン (*Tông*)、カ (*Cà*)、ヴィ (*Vĩ*)、レオ (*Lèo*)、メー (*Mê*)、ルー (*Lũ*)、レム (*Lẽm*)、ガン (*Ngõn*)、ノン (*Nóng*) であると記している (Cầm 1978: 282)。いっぽう、1920年代以前に記された「ムオン・ムオイ (*Mường Muối*) の黒タイ慣習法文書」には、「ロ・カム姓のラン・チュオン公 (*Lạng Chương* または *Lạn Chương*) が、ロ・ガン (*Lõ Ngõn*)、ロ・ノイ (*Lõ Nôi*)、ルオン、カ、クワン、トン、レオ、ヴィ、ルー、ラー (*Lã*)、メの各姓を加えた12姓の人々をまとめ云々」(檉永 2001: 388)、すなわち黒タイは12姓とある。つまり、カム・チョンも「ムオン・ムオイの黒タイ慣習法文書」も、黒タイは12の姓をもつ集団に分節されると述べてはいるが、12姓の中身は異なっている。これに対してラフォンは「黒タイは11姓」と述べている (ラフォン 2000: 320)。以上からすると、ここでの12は実際の数ではない。なぜなら太陰暦に基づく1年という周期を連想させる12という数を、タイ系民族はしばしば全体性を象徴する意味で用いるからで

ある (Condominas 1980 : 270)。

これらターイの姓は、キンによるベトナム朝廷が明清時代の中国に倣って導入した土司制度に由来している。土司制度とは、辺境異民族の在地領主に対して朝廷中央側の官職と対応した官職、称号、中央風の姓を付与することで、少なくとも名目上彼らを朝廷の官僚制度のなかに位置づけるひとつの辺境支配制度である (cf. 松本 1987 : 248)。現ベトナム西北部の在地首領たちが15世紀頃からベトナム黎朝に帰順して土司になる過程で、官職のみならず国姓を賜与された。したがってターイの各姓は15世紀に遡る。

15世紀から19世紀にかけて、ベトナム王朝辺境部の土司となった各首領の姓と官職については、すでに嶋尾 (1984) が『大越史記全書』『大越史記續編』『欽定越史通鑑綱目』『大南一統志』の記述に基づいて整理している。これによって、現在の西北地方一帯の土司の姓が、ターイの現在の姓と連続性をもつことが明瞭に確認される。たとえば、15世紀の車 (Xa), 刀 (Đèo), 陶 (Đào), 道 (Đạo), 琴 (Cầm), 18-19世紀には何 (Hà), 盧 (Lô), 盧琴 (Lô Cầm), 簿 (Bạc), 黄 (Hoàng) などである。これらの姓の由来について検討しよう。

車姓は、現ソンラー省東部の白タイに多いサ姓 (Xa), 刀, 陶, 道の各姓はライチャウ省の白タイに多いダオ姓, 琴姓は黒タイのカム姓 (Cầm), 盧琴は黒タイのロ・カム姓 (Lô, Cầm), 簿は黒タイのバック・カム姓 (Bạc Cầm) であろう。また、何姓, 黄姓はターイの間に広く見られるハ姓 (Hà), ホアン姓 (Hoàng) であろう。これらの姓を持つ土司の管轄地域と今日のこれらの姓の分布地域も一致しているので、ここでは年代記や家靈簿の記述を持ち出すまでもなく、彼らは現在の黒タイや白タイと系譜的につながる。

これらの姓のうち、ホアン姓とハ姓は、西南中国の土司やキンの漢字姓をターイの各土司が受容して名乗るようになったものである。また、ターイの間では、サ姓とハ (何) 姓は同根とされている。したがって、車姓は、ハから派生したサというターイ語音に漢字「車」を当てたものである。

残りの刀, 陶, 道, 琴, 盧, 盧琴, 簿の各姓について述べよう。まず簿姓すなわちバック・カム姓は、16世紀頃にカム姓からムオン・ムオイすなわちトゥアンチャウ (Thuận Châu) で派生した。また、^{カム}琴, ^ロ盧も同根で、^{ロ・カム}盧琴から派生したという (Cầm và Kashinaga 2003 : 12)。簿姓は、^{バック}銀を意味するキン語 bạc (簿) を当てたものであるが、残りの琴, 盧, 盧琴の3姓はいずれもカム, ロ, ロ・カムというターイ語音に、意味と無関係に漢字を当てたものと思われる。ただしロ姓については、もう少し詳しく後述することになる。ついで刀, 陶, 道についてであるが、これらはいずれもダオ姓に異なる漢字が当てられたものであろう。なお、ダオ姓は雲南の刀姓と関連の深い姓であるが、「刀」はターイ語のタオ (tao) に由来する (Gaspardone 1939 : 418)。

ダオ, カム, ロ, ロ・カム, バック・カムの姓を持つひとびとは、これらの姓がすべて同根であると、現在でも観念している。いずれもベトナム民主共和国期以前に政治的支配階層を形成していた同姓集合であり、ダオ姓の人がライチャウを中心とする白タイ

首長層を形成し、バック・カム姓、ロ姓、カム姓を含むロ・カム姓から派生したとされる各同姓集合の者が黒タイ首長層を形成していた。興味深いことに、ダオ、ロ、カムという姓は次の点でハ、ホアンをはじめとするそれ以外の姓と顕著な特徴を見せる。すなわちダオ、ロ、カムという姓のみ漢字姓に由来するのではなく、ターイ語音に近い音の漢字を意味とは無関係に当てて姓としたものなのである。黒タイの年代記資料や家霊簿資料を見ると、これらはもともと姓ではなく称号や名前の一部であったが土司制度に取りこまれる過程で、漢字による表記を伴い姓として定着していったと推測できる。これについては次節で詳述する。

2 黒タイ年代記、家霊簿における首長祖先の個人呼称

本節では、まずダオ、カム、ロという姓が定着していく過程を黒タイのアン・ニャーの系譜を記した文書から分析する。ついで系譜を記した文書資料における各個人の呼称法について考察する。

本節で分析の対象とするのは、すでに筆者が他稿で校訂、翻訳を行ったルオン・ヴァン・ティック筆写『クアン・トー・ムオン (*Quần Tô Mường*)』(以下「クアム・トー・ムオン・ムオイ」と略述)、『ムオン・ムアッの慣習法 (*Hội không bản mường Mường Muak*)』、ムオン・ムアッのカム家の家霊簿資料『啓定二年¹二月閏拾八日、セン・パーン・パイン・クアイ²の書を記す (*Khải linh xong pi tháng hai nhữn xip pét cãm lập, xỏ xên pang panh quài*)』(以下「ムオン・ムアッ家霊簿資料」と略述)の3書である³。後者2書はいずれもカム・オアイ (*Cãm Oai*) (1871-1934) がムオン・ムアッのアン・ニャーであった20世紀初頭に、モ・ムオン (*mo mường*) とよばれるアン・ニャー側近の司祭によって記されたものと思われる。とくに「ムオン・ムアッの慣習法」では、その第一章「クアム・トー・ムオン」を中心に扱う。

「クアム・トー・ムオン」は、黒タイの各ムオンに伝わる年代記で、神話的時代から記述時点までの各アン・ニャーの系譜と事績が記されている。「クアム・トー・ムオン」は、これまでに30冊以上が各地で収集され、収集された地域と写本によって内容が異なっている。本稿でとくに「ムオン・ムアッの慣習法」中の「クアム・トー・ムオン」(以下「クアム・トー・ムオン・ムアッ」と略述)を用いるのは、「ムオン・ムアッ家霊簿資料」と記述時期が重なり、また「ムオン・ムアッ家霊簿資料」の記述者同様、カム・オアイ側近の筆写によると思われるからである。

黒タイ家霊簿の一般的特徴とていいが、実は本書で用いる「ムオン・ムアッ家霊簿資料」には、各祖先の世代や兄弟関係は記述されていない。そうした各祖先の世代・兄弟関係、役職、事績について知るには「クアム・トー・ムオン」を参照する必要がある。その意味で、「ムオン・ムアッ家霊簿資料」は不完全な系譜資料である。しかも、「ムオン・ムアッ家霊簿資料」と「クアム・トー・ムオン・ムアッ」に登場する父祖には多少の異

同がある。[表1]が、「クアム・トー・ムオン・ムアツ」から整理した英雄祖先ラン・チュオンからカム・オアイに至るムオン・ムアツのアン・ニャーの系譜図であり、[表2]が、[表1]および「カム・ブン・オアイ公の祭堂におけるセン・パーン・パイン (*Xên pang panh quâi hông hông pò châu Cãm Bun Oai*)」という、やはり20世紀初頭に記述されたカム・オアイの別の家霊簿資料との対照から、「ムオン・ムアツ家霊簿資料」に登場するムオン・ムアツの各アン・ニャーの系譜を整理した図である (Cãm và Kashinaga 2003:135-136)。ただし、「クアム・トー・ムオン・ムアツ」は各父祖に関する役職や事績に関する記述が短いので、「クアム・トー・ムオン・ムオイ」の記述を参照しながら部分的に補足する。

2.1 黒タイ語文書資料中の姓、称号の賜与

「クアム・トー・ムオン・ムアツ」にはキンの王朝による称号賜与をめぐって、「景興40 (1779) 年、カム・チュア (*Cãm Chua*) がキンの王の要請をうけてホー族征伐をおこない、その功でカム・ニャン・クイ (*Cãm Nhon Quy*) という名を賜り、果敢將軍としてマイソン知州に任ぜられた」(樫永 2001:290) という記述がある。いっぽう「クアム・トー・ムオン・ムオイ」には、[表1]によるとラン・チュオンから下ること10代目のタオ・クア (*Tao Quak*) とその息子タオ・ロ・レット (別名グー・ハウ) (*Tao Lô Let-Ngũ Hâu*)⁴が、キンの王の意にそぐわなかったために禁固された (樫永 2003:175) という記事、次いで、ロ・レットの孫に当たるタ・ガン (*Ta Ngõn*) が「キンの王、ラオの王によく仕え、ターイ・トン王 (*puá Thái Tông*) も親愛を示した」という記事が見える (樫永 2003:188)。

ベトナムにおける歴史学では、『大越史記全書 (本紀全書巻7)』に記述されている「牛吼 (*Ngũ Hông*)」が、グー・ハウすなわちコブラという別名をもっていたロ・レットにあたりとされている。だとすれば、ロ・レットは14～15世紀頃の人物である。するとタ・ガンの事績の部分に登場するターイ・トン王は黎太宗 (*Lê Thái Tông*) (在位1434-1442年) と解釈して辻褄が合う。しかし「クアム・トー・ムオン・ムオイ」を詳細を検討すれば、どの皇帝に相当するのか不明のターイ・トン王がもっと後代の記述でも登場するため、「クアム・トー・ムオン」の記述をそのまま鵜呑みにするわけにはいかない。しかも、「クアム・トー・ムオン・ムオイ」は、各アン・ニャーがどのような称号や姓名を賜与されたのか具体的には記していない。ただし、黒タイのアン・ニャーにとって、キンの王朝やラオの王からの権威付けが、政治的威信の大きな根拠であったことは確認できる。

2.2 タオ、ロ、カム姓の由来

つまり、黒タイ側の文書資料から黒タイの姓がいつから遡るかは不明なのであるが、タオ・ロ・レットが15世紀頃の人物であったことを仮に認めたとうえで [表1] と [表2] 双方を比較すると興味深いことがわかる。

個人呼称の先頭にタオという語をおくアン・ニャーは、ラン・チュオンからタオ・ロ・レッ

トの間に [表1] で4人登場する。しかし、始祖に近い代の人物の個人呼称の先頭に配置された「タオ」が、姓だとは考えにくい。なぜなら、タオは政治的支配階層の役職者に対する称号であり、「父道」や「輔導」という役職名も、役職者に関する「フー・タオ (*phi tao*)」という称号のターイ語音に漢字をあてたものである (Gaspardone 1939:418)。さらに、クン (*Khun*) を先頭に置く人物も5人登場するが、クンもタオと同様、貴人に対してしばしば用いられた称号であり、ラオの神話的英雄として知られるクン・ボロムのクンと同じくするものである。クン・ボロムをクンが姓、ボロムが名と解釈する者はいない。

さらにカムについて述べよう。タ・ガンからさらに3代下ったアン・ニャー、すなわち [表1] のカム・ムット (*Cầm Mút*)、[表2] ではカム・ケオ (*Cầm Kheo*) が、カムを冠した個人呼称をもつもっとも古い人物である。ただしこのカムが姓であるとは断定できない。カムは先述の通り「金」を意味する語で、タ・カム (*Ta Cầm*)、タオ・ゼ・ズオン・カム (*Tào Dê Duồng Cầm*) のように、個人呼称の一部に明らかに姓ではないものとしてカムの語を含むことがあり、身分のある人物の名にはよく用いられる語であるからである。さらに、[表1] でカム・ムット、カム・ケオ、カム・パイン (*Cầm Pành*)、カム・ウン・ムオン (*Cầm Un Mưông*) とカム某なる呼称の人物がつづいたあとに、ニョー・ムオン (*Nhõ Mưông*)、ブン・スン (*Bun Xung*)、ファー・クン (*Pha Cùn*) と、姓が不明の人物が3人続くからである。

また、口についても、黒タイの始祖タオ・スオン (*Tào Xuông*)、タオ・ガン (*Tào Ngõn*) という2公が降臨した地がムオン・ロ (*Mưông L*)、すなわちギアロ (*Nghĩa Lộ*) であること、タオ・ガンの息子、すなわちラン・チュオンの父の名が、タオ・ロ (*Tào Lô*) であること (櫻永 2003:169) に注意すると、口は黒タイの故地ムオン・ロの口に由来し、個人呼称の一部に取り込まれていた口が、後に姓となって「盧」の漢字を得たと考えられる。ここで気をつけなくてはならないのは、現在の口姓に2系統あることである。一方がロ・カムと系譜的につながる口姓すなわちロ・ルオン (*Lõ Luông*) であり、他方がロ・カムとつながらないとされるロ・ノイである (Cầm và Kashinaga 2003:12-13)。

2.3 アン・ニャーの系譜を記した文書における個人呼称の記述法

黒タイは土司制度との関連で15世紀頃に姓を導入した。[表1][表2] が示すように、ラン・チュオンから10人以上の祖先が二語からなる個人呼称をもっていたが、先頭の語は姓ではなかったはずである。しかし家霊簿のように黒タイのアン・ニャーの系譜を記す文書には、どの父祖の代にカム姓が出現したのか、明示されていない (櫻永 2001:337)。ここでアン・ニャーの呼称について検討したい。

植民地期の黒タイ各アン・ニャーは次の4つの呼称をもっていた。

- 1, 本名。家庭での呼び名であり、祖先としてまつられる時にはこの名が用いられる。
- 2, チュオン (*Chưông*) やチエウ (*Chiêu*) を冠した名。成人したあとに、お金を出して「長

老会」から授かる名で、この名がない者は役職者につけない。

3、「長老会」から授かるアン・ニャーとしての公的な名。

4、キンの王から下賜される姓名

「ムオン・ムアツ家霊簿資料」の記述から判断すると、原則として家霊簿では本名を用いるようである。とはいえ「クアム・トー・ムオン・ムアツ」、「ムオン・ムアツ家霊簿資料」いずれの記述も、女性も含め、個人呼称は姓名ともに記している。「クアム・トー・ムオン・ムアツ」は、「(19世紀末に)カム・チョム (*Căm Chôm*) が咸宜帝^{ハムギ}に謁見し、カム・ヴァン・タイン (*Căm Văn Thành*) の名を下賜された」(樫永 2001:292) のように、かなり厳密に姓まで記そうとしているので、いつムオン・ムアツのアン・ニャーの一族がカムを姓とするようになったのか示されていないのは奇異である。これらの文書は、20世紀にカム姓のアン・ニャーがムオン・ムアツを政治的に統治することの正統性を主張する内容をもつ。そこで、むしろ姓の起源を曖昧にすることによって、カム姓の起源の新旧が議論されることを避けたものと推される。

「ムオン・ムアツ家霊簿資料」における個人呼称の記述法をみれば、その人となりを形容する諡^{おくりな}をもっている人がいる。たとえば「心きめこまやかな⁵カム・ケオ公」、「雷がとどろき、嵐がおこるタオ・レット・ロ公」の類である。これら「心きめこまやかな」や「雷がとどろき嵐がおこる」などの形容詞的な諡は、個人呼称であると同時に共同体の成員が過去を振り返るための記憶装置 (cf 菅原 2004:41) として名付けられた枕詞的な呼称である。そして、その枕詞が指示しようとしている個人の事績の具体的内容は、「クアム・トー・ムオン」をはじめとする年代記に記されているか、口頭伝承で伝えられている。

3 現在の村落生活における姓の使用

ここまで黒タイの姓の発生と継承、およびカム姓を持つムオン・ムアツ首領一族の系譜を記した文書の分析を中心に、文書における個人呼称の形式について述べてきた。以下では、現在の村落生活においてどのような個人呼称が用いられているのか、姓をも念頭に入れながら検討する。ここでは、1997年以來、筆者が調査を行ってきた黒タイ村落X社A村における例が中心となる。49世帯、人口約360人からなるこの村の住民はすべて黒タイであり、ルオン、ロ、カ、クアンの4つの同姓集合から構成されている。その内訳は、ルオン姓とロ姓がそれぞれ18世帯、カ姓が12世帯、クアン姓が1世帯である。ちなみにA村のロ姓はロ・ノイである。

まずここで、現在のベトナムにおける姓名に関する法制度について述べておこう。ベトナム総人口の87%を占めるキンの個人呼称は、一般的に姓・中間名・名から構成される。儒教圏の伝統にしたがい、姓が先に来る。一般的に子は父の姓を名乗るが、母の姓を名

乗ることが法的に規制されているわけではない。子は父の姓から母の姓へ、あるいはその逆への改姓が可能なのも、現在のベトナム社会主義共和国民法では明文化されている。いっぽうターイは慣習的に夫婦同姓で、婚姻すると夫の姓に妻はしたがう。この習慣は、婚姻しても女性は改姓せず夫婦別姓を維持するキンとの文化的対立事項として彼らには明確に認識されている。ターイの場合、妻は結婚すると生家の側の親族集団を出て夫側の親族集団に入ると観念されていて、生家からの相続も受けられなくなるのである。

これまでの記述ですでにわかるように、黒タイもキンと同様、個人呼称は姓・中間名・名で構成されるが、特定個人を識別するために村落でどのような呼称法が用いられているのかを見てみよう。

村で誰かの呼称を尋ねて、村の人がその人の姓・中間名・名のすべてをこたえることはまずない。名のみをこたえるのがふつうである。その場に居合わせない第3者の呼称を尋ねた場合でも、名のみを言うがふつうである。ただし、近隣に同名異人が存在することもあるし、他ならぬある特定個人について強調したい場合は、名の後に、その人の長子の名を続ける。たとえば当人の名がハインで、長子の名がミンであったら、ハイン・ミンと呼ぶ。この場合、当人の名の後に続くのは息子か娘かは関係なく長子の名である。先述のようにフィッピナーは黒タイの親族呼称が共系的であることを強調したが、ここでも父系的相続の習慣とは裏腹に黒タイの共系的側面が垣間見える。ちなみに同じ黒タイでも、ムオン・ムアツでは長子の名を、当人の名の前に置く。すなわち先のハインの例だと、ミン・ハインという順序になる。

黒タイの中間名はふつう、男がヴァン（文）、女がティ（氏）であり、A村ではすべての男性の中間名はヴァン、女性の中間名はティである。A村でキンとの中間名は、この数十年の間に出生や戸籍などの登録上、男女いずれかを明示するために導入されるようになったものであり、日常的には無視されている。男女の性別を示したければ、中間名を持ち出さなくとも、敬称、あるいは呼称の一部として個人名に冠される人称代名詞がすでに示している。人称代名詞は、称される側の性別や、称する側と称される側の相対的な世代・年齢差によって異なるからである。たとえば、アーイ・ハインといえはかならず男性である。なぜならアーイは、兄くらいの年齢の男性に対して呼びかけるときに用いる人称代名詞だからである。いっぽうイー・ハインといえは、イーは姉に相当するくらいの年齢の女性に対して用いる人称代名詞なので、女性である。

実は人称代名詞を用いた個人呼称はもう少し複雑である。ふたたびハインの例にもどろう。たとえば、アーイ・ハインの子どもがミンなので、アーイ・ハイン・ミンという呼びかけは正しい。しかし、ハインに子どもができた場合、ルン・ハイン・ミン、あるいはむしろハインも省略してルン・ミンと呼ぶ方が呼称としては丁寧かつ一般的である。ルンは、自分の伯父に相当する世代の男性に対する人称代名詞である。自分とハインと

の年齢関係ではアーイが正しくても、ハインに子ができれば「ミンのところの伯父さん」という意味でルン・ミンという呼称がふつうになるのである。

このように村落での個人呼称は、テクノミニーも含んでいてやや複雑である。ここで個人呼称と姓の関わりに話題を戻せば、特定の個人を示すために姓を持ち出すことは非常にまれである。これは黒タイ全体での姓の数が少なく、同一村落内出身者同士の婚姻が多いために、一村落内で見られる姓の数が少ないことがその一因かもしれない。たとえばA村には4姓のみしかみられない。A村のみならず多くの黒タイの村落が2~5くらいの同姓集合で構成されている。そのためかどうかわからないが、村人各人が誰の子や孫か、あるいは誰の妻や夫かという、親族や姻族の関係について村人は詳しくても、誰が何姓かについては多くの場合無関心である。村人に誰かの姓を尋ねた場合、彼らが熟知している各個人の親族関係をたどってその人の姓を答えようとする事実も、このことを示している。つまり、村における個人呼称の点で姓は重要性を持っていないのである。

4 同姓集合と祖先祭祀

村での個人呼称において姓が重要性を持っていないことは、ここまで示したとおりである。そこで次に、村落生活における同姓集合ごとの差異があらわれる祖先祭祀をめぐる場面を例に、姓が村落内でどの程度意識されているのかについて考えてみたい。

黒タイが仏教徒ではないことについてはすでに述べたとおりである。黒タイは、フィー(*phi*)とよばれる精霊が遍在し、亡くなった故人も天界でフィー・フオンとよばれる「家霊、祖霊」になり、各世帯の端にもうけられた「家霊の間 (*clo hóng*)」に戻ってくるという観念を持つ。そこで黒タイは各世帯ごとに祖先祭祀を行う。この祭祀の一つが、家族が食事時に各世帯の「家霊の間」でおこなうお供え、パットン (*pat tóng*) である。各世帯の最年長者の両親のいずれかが亡くなると、パットンを行う。黒タイは、十干にしたがって日を循環的に数えているが、仏領期まで黒タイの政治的優位集団をなしていたロ・カム系統の同姓集合(ロ・ルオンの口姓、カム姓、バック・カム姓など)の各世帯では地域に関係なくパットンを5日に一度、ム・ハーイ (*mư hāi*) すなわち「丙の日」とム・フオン (*mư huông*) すなわち「辛の日」に行く。いっぽう、それ以外の同姓集合では、パットンは10日に一度である。しかも、同姓集合ごとにパットンを行う日が決まっているのではなく、村の草分けを同じくするという近隣村落における同姓集合ごとにパットンを行う日が決まっているのである(檜永 2005)。

たとえばA村では、ルオン姓がム・ハップ (*mư háp*) すなわち「乙の日」、口姓がム・フオン(辛の日)、カ姓がム・ハーイ(丙の日)、クアン姓がム・コット (*mư khót*) すなわち「庚の日」にパットンを行っている。A村の口姓はロ・ノイなので、パットンも5日に一度ではなく、10日に一度である。しかし、すべての地域の黒タイのルオン姓がム・

ハップにパットンを行っているわけではない。この点はロ姓、カ姓、クアン姓についても同様である。A村は、現在村の中で最高世代に属するカ・ヴァン・ウア氏（75歳）の4代前の父系祖先の兄弟と家族が100キロほどはなれたところから移住してきて築いたB村から、3番目に分村して1960年代にできた村である。A村を含むB村からの分村6村では、すべてのルオン姓がム・ハップ、ロ姓がム・フォン、カ姓がム・ハーイ、クアン姓がム・コットにパットンを行っているが、同じ同姓集合の者でもこの圏外の村に住む人々は別の日にパットンを行っているのである。

ちなみに、パットンの際、お供えするために「家霊の間」に入室できるのは、その世帯の家長男性の直系子孫の男性と未婚女性に限られる。家長の妻を含め、婚入してきた女性は「家霊の間」に入れない。婚入した妻も亡くなるとその家の「家霊の間」でまつられることになるが、彼女が生きている間は「家霊の間」に入室できないのである。ここに黒タイの父系単系的側面がうかがえる。

なお、ベトナム民主共和国化での文化改変が行われた1958年頃からA村では行われなくなった祖先祭祀に、「セン・フォン (*xén huôn*)」という儀礼がある。これは陰暦の正月頃に行われ、簡単に言えば、各世帯の家霊に食事を振る舞う儀礼である。具体的には、家長から許しを得た祈祷師 (*mo*) が「家霊の間」に入室し、祈祷した後、家霊となった故人男女の姓名を近祖から順番に一人一人よぶ。そして「家霊の間」の壁にあけた穴を故人の口に見立て、そこからお供えの食事を落とすのである (檉永 1999: 18-19)。この祭祀を、ロ・カム姓の系統の同姓集合のみロー・リエン (*lô liêng*) と呼ぶ。ロー・リエンもセン・フォンと同様に、陰暦正月前後に世帯ごとに行われ、形式も両者はほぼ同じである。

セン・フォンを行う日は、A村が位置する盆地ムオン・クアイのモ・ムオンが年ごとに吉日を選んで決めたが、同姓集合に関係なく各世帯が同日に行ったそうである。つまり、村落において同姓集合によってパットンを行う日が異なっていることで、姓による集団間の区分は村落で意識されている。しかし、パットンは実にささやかな祭祀で、できあがったばかりの食事を家族が揃うまでの間だけ、「家霊の間」に供えておいて、家族が揃ったらすぐにひき下げて家族で食べてしまうという程度である。「家霊の間」への入退室時に祈祷などの行為はとくにない。したがって、自分が属する姓以外の同姓集合の世帯がどの日にパットンを行っているか必ずしも知っているわけではない。パットンとは村落生活において同姓集合間の差異を意識する唯一の、そして実に小さな機会なのである。

5 タイにおける黒タイの姓の使用との比較

ここまでベトナムの黒タイの姓の起源、首領系譜を記した文書における個人呼称と姓の記述法、現在の村落における個人呼称と姓の関わりについて述べてきた。黒タイの姓は15世紀以来継承されてきたが、現在の日常的な村落生活においては、各個人の姓を確

認しあう機会ほとんどない。また、各同姓集合が族外婚や族内婚という婚姻規制のように姓と明確に結びついた規範や習慣も保持していない。にもかかわらず黒タイの人々は、古くから姓を伝えてきたという意識を強く維持してきた。さらに黒タイの人々は、結婚後に妻が夫の姓にしたがって改姓する慣習を、黒タイを含むタイ独自の習慣として、またもっと古くから姓を伝えてきたキンとの差異として明瞭に意識されていることもすでに述べた。以上から黒タイの姓は、法的な規定とそれに基づく実利上の理由を除くと、村落生活における個人の識別という機能的な理由からではなく、黒タイの民族的、文化的自意識との結びつきという理由が大きいと判断できる。

比較のために、ここで中部タイ、ペッチャブリ県カオヨイ郡に住むラオ・ソーン・ダムラオ・ソーン・ダムの村落における姓の継承の状況に目を転じたい。

現在、ペッチャブリ県に2万人以上居住しているラオ・ソーン・ダムといわれる人々は、18世紀末から19世紀末までの間に、シャム軍が現在のベトナム西北地方に遠征した際の虜囚、あるいはルアンパバーン王からシャム王への貢納という形で移住を余儀なくされた黒タイの末裔であると自称している（小野澤 1997a: 1-2）。実際、彼ら自身も、故地をムオン・タイン（*Mường Thanh*）すなわちディエンビエンとする伝承をもつ⁶。筆者が2004年3月に訪れ、村の物質文化や風俗習慣を観察した限り、ラオ・ソーン・ダムのものとディエンビエンの黒タイのものとの不一致も見られ、ラオ・ソーン・ダムの故地がまさしくムオン・テーンであると断定はできない。しかし、両者のあいだの共通性が高いことは事実である。

タイでは、ラーマ6世が1913年に姓名法を發布し、家族名としての姓を名乗ることを定めたという。一般に個人名のあとにおかれるこの姓は、多くの人々の日常生活と無縁であったために普及がなかなか進まなかった（園部 1994: 123-125）。現在でも、一般的に姓はほとんど用いられていない。しかし、ラオ・ソーン・ダムの村では、タイ国民としての公的な姓名とともに、ロ・カム、ルオン、クワンをはじめとする伝統的な黒タイの姓も伝えていて、現在でも村人各人が、自分がどの同姓集合に属しているかを明確に意識している。現在のベトナム側の黒タイと同様、ここでもロ・カム系統の同姓集合の世帯では5日に1度、それ以外の同姓集合は10日に1度パットンを行っている。小野澤によると、このパットンが同姓集合への帰属を示す村での唯一の機会である。この点も現在のベトナム側と事情が似ている。ただしラオ・ソーン・ダムの村でパットンは、同姓集合の中でもある祖霊を同一にする下位集団（*phi dieu can*）に属する者たちが集まって行われる（小野澤 1997b: 28）。ここにパットンがあくまで世帯レベルでの食事にとどまっているベトナム側の黒タイとの相違が見られる。すなわちベトナム側ではパットンの時に世帯間の人の移動がないが、ラオ・ソーン・ダムの村では共食のために世帯間の人の移動がある。この点で、ラオ・ソーン・ダムの村における方が姓に対する意識がいっそう強く働いている。

ラオ・ソーン・ダムラオ・ソーン・ダムの村落における個人呼称のあり方にも、ベトナムの黒タイ村落同様のテクノミニテクノミニや人称代名詞の使い方がうかがわれる。しかし、これまたベトナム西北部同様、村落での個人識別のために姓は重視されていない。つまりラオ・ソーン・ダムの私称としての姓も、国家における民族的マジョリティとの政治的、文化的関係を前提とした文化的、民族的自意識と結びついて維持、継承されているのである。

まとめ

本稿では、ベトナムの黒タイ村落における個人呼称と姓の継承の現状について考察した。その際、まず歴史的な視野から黒タイの姓の由来と、黒タイ文字で記された系譜資料における個人呼称のあり方を検討し、次にベトナム、ライチャウ省トゥアンザオ県X社A村における例から、村落の日常生活での個人呼称と姓の用いられ方、および村落における家内祭祀と同姓集合の結びつきを考察した。さらに最後に、タイ中部ペチャブリの黒タイ黒タイ（ラオ・ソーン・ダム）の村落における姓の継承と個人に対する呼称の例との比較考察を行った。そこから、ベトナムの黒タイ村落、ラオ・ソーン・ダムの村落においても、村落内の社会的分節や個人識別のために姓がほとんど意義をもっていないことがわかった。父系ラインで継承される姓は、親族関係が父系的に規定されるという黒タイの文化的独自性を強調する表象として作用する重要性の方が大きいのである。

ここでX社A村における個人呼称の例に戻る。1954年にフランスが完全撤退してから、ベトナム民主共和国（1945-1975）およびベトナム社会主義共和国（1976）のもとで、X社A村では政治、経済、文化面でのキンとの交流が活発化し、その文化的影響を受け現在に至っている。そのいっぽうで黒タイは姓を父系的に継承するが、結婚すれば妻は夫の姓にしたがって改姓する夫婦同姓の規範を、夫婦別姓のキンとは異なるという意識と共に継承してきた。このように黒タイはキンから姓を導入しつつも、運用面で差異を示してきた。これに対して個人の名の方は一見、キンによる影響と無関係に見えるが、実は近年ではここにもキン化の影響が見える。たとえば、黒タイ語としては問題なくとも、ベトナム語音で解釈するとおかしいような名前を子どもに1980年頃から命名しなくなっている。また黒タイ語の声調にはないベトナム語（キン語）の声調のキン式の名前も次第に見られるようになった。黒タイは15世紀以来、階層、親族、民族などさまざまなレベルでの集団性を示す姓をキンから導入し、個人呼称を変化させてきた。20世紀後半になると、キンによる影響は個人の名にまでおよぶに至った。黒タイの個人呼称のあり方は黒タイ社会を取り巻く社会環境の状況に応じ、近代以前から刻々と変化し続けてきたのである。

注

- 1 *Khải định* は、啓定帝治世の啓定年間 (Khải định 1916-1925) のことである。啓定二年とは、1917年のことであろう。
- 2 セン・バーン・パイン・クアイとは、水牛供犠を伴ったセン・ムオンの祭礼のことである。
- 3 これらの諸資料の形態、内容、記述背景等に関しては、拙稿 (榎永 2001, 2002, 2003) に譲る。
- 4 『クアム・トー・ムオン』の写本によって、ロ・レットがラン・チュオンから何代下るか、記述が異なる。『ムオン・ムオイの黒タイ慣習法』の記述によると (榎永 2002: 388), 12代であるという。
- 5 直訳すれば、ほどよく細々とした鎖状のもの (*xôi xôm hẻo*) という意味である。穏やかな人となり形容していると思われる。
- 6 2004年3月に、筆者が同地ラオ・ソーン・タムの文化村を訪れたとき、黒タイの移住史を示す地図上のムオン・タインは、ムオン・ロ (ギアロ) に位置しているのを見た。ムオン・ロこそ広く黒タイの間では、黒タイの神話の故地とされている。そのことから察するに、ムオン・タインという地名が象徴的に彼らの故地を意味していたのが、ムオン・タインはディエンビエンであるという研究者の説を近年受け入れ、自分たちの故地はディエンビエンだと彼らが称するようになったと思われる。

文献

綾部恒雄

1956 「インドシナ半島北部タイ族の社会構造」『民族学研究』20-3～4: 110-113。

小野澤ニツタヤ

1997a 「タイ国黒タイ族における伝統的婚姻慣行とその変容」『族』29: 26-50。

1997b 「タイ国黒タイ族村落における祖先崇拜」『東京家政学院筑波女子大学紀要』1: 1-12。

榎永真佐夫

1999 「黒タイの正月」ベトナム協会編『ベトナム』1999-1: 15-23。

2001 「資料:ムオン・ムアットの黒タイ慣習法」ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』3: 284-351, 風響社。

2002 「<ムオン・ムオイの黒タイ慣習法>について」『国立民族学博物館研究報告』65-3: 361-447。

2003 「(注釈) クアム・トー・ムオン—ムオン・ムオイの黒タイ年代記」『ベトナムの社会と文化』4: 163-243, 風響社。

2005 「ベトナムにおける黒タイ家霊簿の現在」長谷川清, 塚田誠之編『中国の民族表象—南部諸地域の人類学・歴史学的研究』279-301, 風響社。

蛸島 直

2003 「ブユマの対人呼称法」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態—中国周縁地域の歴史と現在』535-604, 風響社。

嶋尾 稔

1984 『ベトナム黎明と山地少数民族』東京大学文学部東洋史学科卒業論文。

菅原和孝

2004 『ブッシュマンとして生きる—原野で考えることばと身体』中央公論社。

園部益子

- 1994 「タイ—『姓名法』制定から80年」松本脩作, 大岩川 嫩編『第三世界の姓名—一人の名前と文化』明石書店, 123-131。

松本光太郎

- 1987 「『漢族の子孫』としての少数民族」『民族学研究』52.3 : 246-257。

ラフォン, P. B.

- 2000 「ソンラとギアロの黒ターイの同姓親族について」(櫻永真佐夫訳) ベトナム社会文化研究会編『ベトナムの社会と文化』2号, 風響社, 320-334。(Pierre-Bernard Lafont 1955 Notes sur les familles patronymiques Thai Noirs de Son-la et de Nghia-lo, *Anthropos* 50 : 797-809)

Abadie, Maurice

- 1924 *Les Races du Haut-Tonkin de Phong-tho à Lang-son*. Paris: Challamel. (モオリス・アパディ 1944, 『トンキン高地の未開民』民族学協会調査部訳 三省堂)

Bourlet, Antoine

- 1907 Les Thay, *Anthropos* 2 : 355-373, 613-632, 921-932.

Cầm Trọng và Kashinaga Masao (sưu tầm, nghiên cứu và dịch)

- 2003 *Danh sách tổ tiên họ Lò Cầm Mai Sơn-Sơn La*, Hà Nội: Nhà xuất bản Thế giới.

Fippinger, Dorothy Crawford

- 1971 Kinship Terms of the Black Tai People, *The Journal of the Siam Society* 59 (1) : 65-73.

Diguët, Edouard

- 1908 *Les Montagnards du Tonkin*, Paris: Challamel.

Gaspardone, E.

- 1939 Annamites et Thai au XVe siècle, *Journal Asiatique: recueil trimestriel de mémoires et de notices relatifs aux études orientales* CCXXXI: 405-436.

Guignard, Théodore

- 1912 *Dictionnaire Laotien-Française*. Hongkong: Imprimerie de Nazareth.

Hoàng Trần Nghị và Tông Kim Ân (biên soạn)

- 1990 *Từ Điển Thái-Việt*. Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.

Lã Văn Lô và Đặng Nghiêın Vạn

- 1968 *Sơ lược giới thiệu các nhóm dân tộc Tày, Nùng, Thái ở Việt Nam*, Hà Nội: Nhà xuất bản Khoa học Xã hội.

Lunet de Lajonquière, E.

- 1906 *Ethnographie du Tonkin Septentrional*, Paris: Leroux.

Maspéro, H.

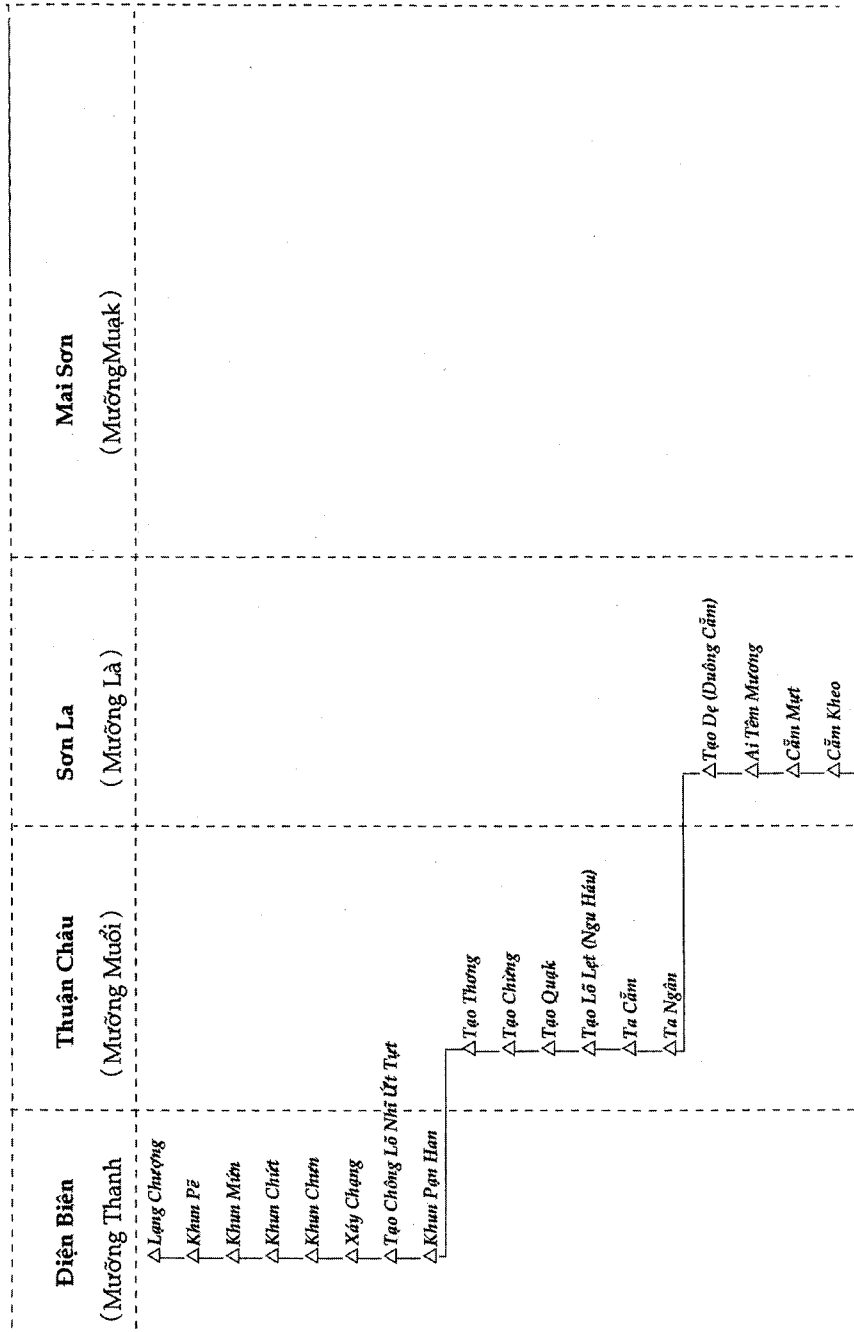
- 1911 Contribution a l'étude du Systme Phontique des Langues Thai, *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 11 : 153-169.

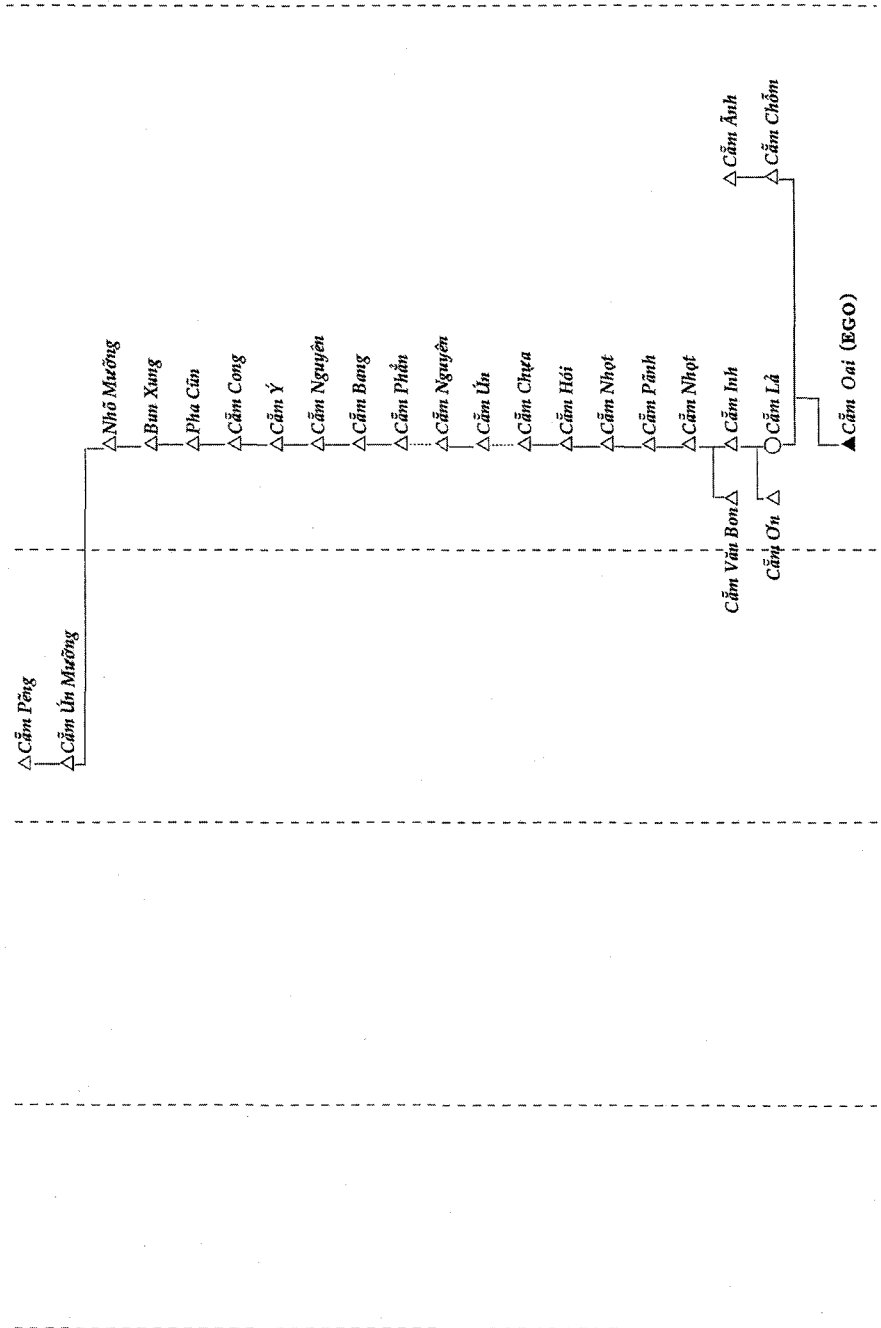
- 1929 Moeur et Coutumes des Population Sauvages. In Georges Maspéro (ed.), *Un Empire Colonial Français, L'Indochine*. (tome I), Paris: G. VanOest. pp.233-255.

Silvestre (Capitaine)

- 1918 Les Thai Blancs de Phong-tho, *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême-Orient* 18 (4) : 1-56.

[表1] 「クアム・トー・ムオン・ムアツ」によるムオン・ムアツ、アン・ニャーの系譜





[表2] 「カム・ブン・オアイ公の祭堂におけるセン・パーン・パイン」中のアン・ニャー・カム・オアイの父祖

